

件名	教員の兼業（副業）に関する実態調査について
受付日	令和7年12月15日
ご意見・ご提案の概要	<p>全国の自治体における教員の兼業・副業に関する実態を調査している。</p> <p>教員の兼業（副業）に関する状況について、以下の項目について教えてほしい。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>教員の兼業・副業に関するガイドライン（兼業の許可に関する基準）はあるか。</li> <li>教員による兼業申請を許可された事例はあるか。</li> <li>教員の兼業に関する問い合わせや申請の窓口はどこか。</li> </ol>
県の考え方	<p>1. 地方公務員法第38条の規定に基づく必要事項を定めた「営利企業への従事等の制限に関する規則」に基づき、任命権者が承認の可否を決定しています。</p> <p>また、従事内容が教育に関する他の職に該当する場合、「教育公務員特例法第17条」に基づき、任命権者が承認の可否を決定しています。</p> <p>2. 上記の法令、規則に基づき、要件を満たしていれば、承認しています。</p> <p>3. 岐阜県教育委員会 高校教育課 県立学校教員人事係</p>
担当課	教育委員会 高校教育課